



はなみずき 法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～2015 年～
新年のご挨拶

事務所概要

◎主な取扱分野

◎ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。

- 民事■ 各種損害賠償請求、各種契約締結・交渉、契約書作成、借地・借家、不動産取引、労働問題、消費者問題（先物取引等）、交通事故、医療過誤、マンション問題（区分所有法等）、報道被害、名誉毀損
- 家事■ 離婚、相続・遺言、成年後見
- 会社■ 企業法務一般、顧問業務
- 倒産■ 破産、民事再生、債務整理（多重債務の処理）
- 刑事■ 通常刑事事件、少年事件
- 行政■ 出入国管理関係

◎所在地

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目18番1号 弁護士ビル2号館608号
TEL :03-3434-8533 FAX :03-3434-8299

◎ホームページ

<http://tokyo-hanamizukilaw.jp/>

◎営業時間

月～金／AM 9:30～ PM6:00（祝祭日及び年末年始を除く）
本年度は1月6日より営業致します

◎地図



- 銀座線虎ノ門駅 出口1 徒歩7分
- 都営三田線内幸町駅 出口A3 徒歩8分
- JR新橋駅 烏森口 徒歩13分

あけまして
おめでとうございます。

ご挨拶

新しい年を、みなさまお元気にお迎えになられたことと存じます。
さて、昨年は、平成25年度の民事訴訟の新受件数56万件台まで減少したと報じられました。

消費者金融業者に対するいわゆる過払金返還訴訟が一段落をしたということですが、その点を差し引いたとしても、平成17年当時の数を下回った件数となりました。また、調停事件やその他の事件の新受件数も減っています。

平成26年度の数値を注視していく必要がありますが、このところの裁判所離れの傾向は否定できないように思えます。もちろん、紛争自体が少なくなったということでしたら喜ばしいことではありますが、必ずしもそうとは言い切れないようです。

市民がもはや裁判所に期待しないで権利行使を諦めたりあるいは、「法」による合理的解決ではなく、「顔」を立てての不合理な解決や力による解決が横行するようなことはあってはならないことと思います。

2001年に司法制度改革審議会が報告書を出して始まった司法制度改革も、早15年目を迎えつつあります。「裁判員制度」、「法テラス」、「ロースクール」等という言葉が新聞紙面で見るのが当たり前になりましたが、いずれもこの司法制度改革で生まれたものです。決してすべてが巧く行っているわけではありませんが、「法の支配」を社会の隅々にまでという理念は、忘れることなく、さらにその理念の実現を目指すための歩みを続けていく必要があります。

もっと身近で使いやすい司法を目指して、本年も、所員一同、まず、ひとつひとつの事件を通して実践していきたいと思っております。

本年も、さらに精進と研鑽を重ねていく所存です。

どうか本年もよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 1 月 1 日

はなみずき法律事務所 所員一同



弁護士
森 徹

驚きと感動の一年を！

新年明けましておめでとうございます。

年々一年が経つのが速く感じられるようになりました。このことは昔、何かの本で読みましたが、年をとれば経験知も多くなり、多くのものを、目新しさを感じずに、ルーティンでこなしていくため、変化のない毎日に感じられ、時間が過ぎるのが速く感じられるということです。なるほど、と思いましたが、ある意味感動のない毎日というものが多くなったのかも知れません。

しかし、昨年は、われわれの経験知を超す、豪雨、台風、火山噴火など痛ましい災害が続いた年でもありました。ある意味、われわれは、安全、安心が絶対とか、確実なものであるものと信じて、日々を過ごしていますが、その分、緊張感を失いかちであった生活に、警鐘を鳴らすような出来事であったと思います。自然の猛威は、われわれ人間の経験

知を遙かに超えるものであることを痛感する必要があるようです。

他方、「案の定」と思われることもたくさんありました。消費税増税による景気の後退、GDP年率換算マイナス1.6%には些か驚きましたが、むべなるかなとの感もありました。2年前の「解散合意」で定数削減を約束したにもかかわらず、削減は5議席のまま、参院改革もさらに先送り、国民に痛みのみを残す結果となりました。さすがに、ということで、10%先送りですが、食品、生活必需品などの軽減税率の議論を今度こそ時間をかけて行ってほしいものです。

ノーベル賞やテニスの錦織圭選手の快挙など嬉しいサプライズもありました。

さて、今年は、驚きと感動で一年が長く感じられる年としたいものです。



弁護士
北村 聡子

歳の取り方

「心の定年」という言葉をご存知でしょうか。

「仕事人生の前半戦と後半戦の境目に当たる40歳前後で働く意味を見失っているような状態」だそうです。

私もまさに「心の定年」が訪れてもおかしくない年齢です。ただ、私の場合、独立自営で昇進がないことから「仕事人生のゴールが見える」といったこともありませんし、私生活では、5歳と2歳のわんぱく盛り子どもたちに振り回されて常にドタバタしていることもあり、今のところ「心の定年」を実感する余裕もない状況です。

とはいえ、やはり40を過ぎると「歳を取ったな〜」と実感する場面が多々あります。特に女性としては「お肌」や「体型」の

変化が気になる場所です。けれども、20代30代の自分に戻りたいかという実はそうでもありません。あごのろの自分よりも、より人生経験を積んだ今の自分の方が好きだからです。

歳を取ることに絶対にはあがきません。ならば、それを否定的に捉えず、できれば強気に「歳を取った自分の方が好きだ」と言い張っていたいものです。今は内面についていけませんが、これからは、できれば外見も含めて！ そのためには、まずはダイエットでしょうか？！



弁護士
後藤 啓

平均への回帰

心理学者でありながらノーベル経済学賞を受賞したダニエル・カーネマンの「ファスト&スロー」(早川書房)という本を読みました。書かれている内容は、主に人の意思決定の癖や傾向を、直感や感情に基づく「システム1」と論理的な思考に基づく「システム2」という概念を使って分かりやすく解き明かしていることにあるのですが、私が興味を持ったのは「平均への回帰」という考え方です。

著者は、イスラエル空軍の訓練教官に対して、訓練効果を高めるためには、心理学的に失敗を犯るよりも褒める方が効果的であると指導したことがあるそうです。ところが、あるベテラン教官から、「曲法飛行を上手くこなした時には大いに褒めてやるが、まずい操縦をした訓練生には怒鳴りつけてやる。すると、大体次の時にうまくできるのだ」と反論されたそうです。

しかし、作者は次のように言います。「教官が訓練生を褒めるのは、訓練生が平

均をかなり上回る腕前を示した時だけである。だが、それはまだ上手い出来だだけで、教官に褒められようがどうしようが、次は上手いかないう可能性が高い。同様に、教官が怒鳴りつけるのは、訓練生が平均より大幅に下回るほど出来た時である。したがって、教官が何もなくても、次は多少なり少なかれ平均になる可能性が高い。これは、統計学的に「平均への回帰」という現象であって、この教官はランダムな現象につきものの変動に誤った因果関係を当てはめていた。

確かに、私なども、物事が上手いっていい時には、上手いかないう原因を探そうと無理にさがして、どんな落ち込みでいっていったことがある。しかし、もしかしたら、それはランダムな現象につきものの、一変動に過ぎないことなのかもしれません。上手いかないう時も、目先にとらわれず、あせらず平均を上げる努力をすることが大事だと考えさせられました。



弁護士
石川 邦子

長崎の教会巡り

鉄川与助の教会建築の本を見てから、長崎の教会巡りをしたいと思っていましたが、この秋、妹達と行くことができました。明治になってキリスト教禁止がとかれ、教会建築が始まり、長崎では、現在、130棟程あるそうです。集落毎に建てられたので、規模は小さいですが、信者の方達の願いを込めて作られていますので、個性ある建物になっています。どこの教会にも生花が飾られていました。毎週、交代で生けておられるということでした。当時来日した宣教師が私財を投じたとか、一つの石を一日かけて運んで、村総出で数年かけて建てたとか、由来は様々ですが、400年余の間守り続けた信仰が染み込んできていました。中通島では、キリシタン洞窟に漁船で行きまし

たが、偶々船長が隠れキリシタンということで、お話を聞けました。彼は、現在の教会には属さず、数百年家に伝わった信仰を守り伝えているが、世界遺産登録に向けて取材の申し込みが増え、落ち着かなくなって困っていると話されていました。しかし、その歴史は文化的大変貴重なものなので、是非、語り継いで残して頂きたいとお願いしてきました。歴史及び建築的興味で始めた旅でしたが、あらためて信仰の強さを実感した旅になりました。



弁護士
西岡 弘之

忘れられない“ふとした言葉”

「気に入った服だったら、少しくらいサイズが合わなくても頑張って着こすのが本当のおしゃれというものだよ」

アジア系輸入雑貨店で、一目惚れして試着したところ少し窮屈だったインド綿素材の服を、未練が強く握りためたま手放せぬいた高校生時代の私に、店員さんかかけた言葉でした。服を選ぶ際は、サイズの合ったものを選ぶことと少なくとも小さくするものの方がは選べないことが優先命題だと信じていた私にとって、大きな言い方もしませんが、コペレニクスの転換ともいえるべき啓示でした。売り込み口上とわがががつつも、この助言に妙に魅了されました私は、その服の購入を即決しました。のみならず、そのポリシーは、ライフスタイル全般における鉄則の一つとなりました。以後、快適や相応などとは

自分の趣味や嗜好を重視することに躊躇なくなりました。また、若いころの私は、強く意欲したことであれば、多少困難そうであっても、「自分の能力や適正を省みるなどといった分別」は、「始末の悪い足枷」とばかりに、これを脇に置き、がむしゃらに戦いかみつこうとしていたように思います。

もっとも、最近では、日々の生活において、「心地良さを優先している自分に気付いたり、人生においては、厚い壁を突き破ってでも達成したいと切望するような志をなかなか持たなくなっていると感じたりすることがあります。これも、多少はわざと得ない「経年相応の保守化」かと、ある程度は諦めつつも、今後、若き時代の「イタリ」を支えてくれたいた信条を忘れることなく、自分の意欲に正直な、ビビッドな生活・人生を送り続けたいと願っている今日この頃です。



事務局

キヌア

「穀物の母」と、栄養価が高くミネラル類や食物繊維などが豊富に含まれることから言われています。NASAが宇宙食の候補に選んだそうです。南米アンデス地域産で、標高、土壌、温度、湿度に順応できる強い生命力があります。16世紀インカ帝国をスペインが征服すると、宗教的儀式に用いていたという理由で栽培禁止となりました。そのためスペインを通して欧州に伝わらなかった。再び栽培されたのは、近年ヘルシーフードとして注目されるようになりました。私は、貧血が酷いときに知人に教えてもらい、即効性は私のもののチヂミの食感が気に入りました。レシピが増えるのを楽しみにしています。



事務局

エキストラ

最近事務所周辺で撮影を見かけますが、私もドラマのエキストラ(無償)に参加してみました。集合時の和やかな雰囲気から一転、撮影準備が始まると、俳優や監督から、カメラアングルや動きなどに対しての細かい注文や怒号が飛び、現場はギスギス。1分弱の1カットを撮るのにも、1時間はかかってました。その日は9時間も拘束されましたが、全員で撮影したのは朝方のたった2カットの計2時間。他はボーっと待機していただけです。常連の参加者らは『俳優に会えるし、たまに一緒に映れるのがいい』とか。撮影の大変さばかりでしたが、一日棒に振りました。後日ドラマを見たら、ほんの瞬間、後姿が映ってましたが…。



—法律改正情報—

DNA鑑定と親子関係

DNA鑑定で血縁関係が否定された場合に法律上の父子関係を不存在とすることができるかが争われた訴訟について、最高裁判所は、平成26年7月17日、法律上の父子関係を不存在とすることはできないという判決を下しました。この事件は、新聞などでも大きく報道されましたが、法律解釈の難しさを示す事例として今回紹介させていただきます。

この日に下された判決は2件あるのですが、事案の内容としては、いずれも、婚姻中の妻が他の男性との間で子供をもうけ、1・2年の間は夫がその子供を自分の子供として監護養育したのですが、その後、妻が子供を連れて別居し、今はその男性と子供と一緒に暮らしているという事案で、妻の側から子供の法定代理人として、夫と子供との間の親子関係不存在確認の裁判を起したものです。

妻(子供)側で私的に行ったDNA鑑定の結果によれば、男性が子供の生物学上の父親である確率は99.99%ということでした。

それにもかかわらず、最高裁は法律上の父子関係の存在を否定しなかったのです。それはなぜでしょうか。

この問題を考えるにあたっては、民法が父子関係についてどのように規定しているかを確認する必要があります。

母子関係は懐胎・分娩という事実により容易に確認することができますが、父子関係は同じようにはいきません。そこで、民法は、妻が婚姻中に懐胎した子供は夫の子と推定するという規定を設けています(772条)。そして、その推定を覆すためには、夫が子供の出生を知った日から1年以内に、夫の側から嫡出否認の訴えを起さなければならないと定めています(774、777条)。

逆に言うと、婚姻中に懐胎した子供について、妻や子供の側から父子関係を争う方法は民法には規定されていないのです。

もっとも、最高裁のかつての判例には、民法772条2項所定の期間内に妻が出産した子供について、妻がその子供を懐胎すべき時期に、すでに夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情がある場合には、父子関係の存在を否定することができるというものがあります。

しかし、本件の場合は、懐胎時期に、夫婦の実態が存在していたので、この判例法理は適用できませんでした。

そこで、最高裁は、夫と子供の間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであり、かつ、夫と妻がすでに離婚して別居し、子供が親権者である妻の下で監護されているという事情があっても、子の身分関係の法的安定を保持する必要があるものではないから、父子関係を争うことができないと判断しました。

あまりに杓子定規で、市民の感覚に反するような気がしないでもありません。実際にこの判決には、担当した5人の裁判官のうち2人から反対意見が示されています。

しかし、多数意見の補足意見には次のような指摘もあります。「たまたまDNA検査してみた結果、ある日突然、それまで存在するものと信頼してきた法律上の父子関係が存在しないことにつながる法解釈を示すことは、夫婦・親子関係の安定を破壊することになり、子が生まれたら直ちにDNA検査をしないと生涯にわたって不安定な状態を解消できないことにもなりかねない。このような重要な事項について法解釈で対応できないような新たな規範を作るのであれば、国民の中で十分議論をした上で立法するほかない」

法解釈の難しさ、奥深さを考えさせられる事例だと思えます。

メンバー's コラム



人種差別撤廃委員会による日本政府報告書審査について

昨年(2014年) 8月、スイスのジュネーブで、国連人種差別撤廃委員会(以下「委員会」)による日本政府報告書審査が行われ、私は、日弁連代表団の一人として審査に参加させていただきました。

1 政府報告書審査とは?

日本も含め177か国が加入する人種差別撤廃条約の締約国は、定期的に、条約の履行状況を監視する委員会に対して報告書を提出する義務があります。委員会は、この報告書を踏まえ、締約国が人権条約をきちんと履行しているかを審査します。審査はジュネーブの国連人権高等弁務官事務所にて、政府代表団と委員会メンバーとの対話を通じて行われ、その結果は「総括所見」という形で採択され公表されます。委員会が締約国に改善すべき点を認めれば、その中で「勧告」として指摘を受けることとなります。

NGOなど市民団体は、この審査に先立ち政府とは別に報告書を提出することができますし、ジュネーブでの審査を傍聴することもできます。さらに、ジュネーブでは会期期間中に委員会との会合を持ち、直接、情報を提供することも認められています。日弁連はこのNGOの一つとして参加しました。

2 今回の審査について

日本からは日弁連以外にも9つの団体から総勢26名のNGO関係者等が参加していました。日弁連からは、個人通報制度や国内人権機関の設置など早期に実現すべき課題について意見を述

べさせていただきました。

現地での政府審査の内容を受けて急きょ日弁連から追加の情報を提供すべく、夜中に日弁連に連絡を取り(時差の関係で夜中の連絡となりました)、情報を收拾・確認の上、それを英語でまとめ上げ、翌朝、委員に提出するといったことなどもあり、大変な職務でしたが、刺激的で充実した1週間でした。日本からの参加者の中にはアイヌ民族や琉球民族の方々もおられ、そのような方々との交流を通じて、恥ずかしながらあまり見識のなかった国内の民族差別の問題について理解を深めることもできました。

3 帰国後...

さて、4歳と2歳の子どもたちを夫に託しての1週間の海外出張。想像どおり、いやそれ以上に大変だったようで、帰国後、夫が痩せ細ってしまったように見えたのは、おそらく気のせいではなかったでしょう。一方、長男には「寂しくなかったよ。」とケロツと言われ拍子抜けでしたが……。

(北村聡子)



審査会場となった
国連人権高等弁務官事務所



審査の様子